

甘味資源作物生産性向上緊急対策事業実施要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
平成30年 2 月 1 日付け29政統第1529号

第 1 趣旨

甘味資源作物は、台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等や冷涼地帯での輪作を展開する北海道における基幹作物であり、地場産業である製糖業とともに地域経済を支える存在であるが、大型の台風、干ばつ、高温多雨等の異常気象や病虫害の発生等により、生産者等の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況になっている。

このような状況が継続することは地域経済への影響が大きいことから、早期に甘味資源作物の生産性向上を図り、安定生産体制を緊急的に確立するため、地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた特に重要な取組や生産構造の安定化、分みつ糖工場における労働効率の向上、かんしょの生産性向上に緊急的・集中的に取り組む必要がある。

このため、甘味資源作物の生産安定化や生産コスト低減を図る取組等を推進することにより、生産性を向上させ、地域経済の維持・発展を図ることとする。

第 2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業とし、事業の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

- 1 さとうきび等生産性向上緊急対策事業
 - (1) さとうきび農業機械等リース支援事業
 - (2) さとうきび等生産性・労働効率向上支援事業
- 2 かんしょ生産性向上緊急対策事業

第 3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長。沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) (1) の規定により承認を受けた事業実施計画の重要な変更は、政策統括官が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(1) の定めるところに準じて行うものとする。

2 地方農政局長等による事業実施計画の承認

地方農政局長等は、政策統括官が別に定める場合を除き、以下により事業実施計画の承認等を行うものとする。

- (1) 本事業の実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、

当該公募に係る要領及び審査基準等を、政策統括官等が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- （２）地方農政局長等は、公募により新たに事業実施主体を採択する場合には、第３の１の規定により提出のあった事業実施計画について、内容を審査した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求めるものとする。
- （３）政策統括官は、必要に応じて委員会を開催し、関係する地方農政局長等にその審査結果を通知するものとする。
- （４）地方農政局長等は、（３）による委員会の審査結果に基づき、事業実施計画を承認するものとする。

第４ 助成

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要となる経費について、政策統括官が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第５ 事業実施状況の報告

- １ 事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- ２ 前項の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、必要に応じて、当該事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第６ 事業実施結果の評価

- １ 事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、本事業の実施結果について自己評価を行い地方農政局長等に報告するものとする。
- ２ 前項の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、必要に応じて、当該事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第７ 関係機関の情報共有

- １ 地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、事業実施計画等に関係する道県との間で管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体の構成員に道県が含まれる場合には、この限りでない。
- ２ 地方農政局長等は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、政策統括官に対し、速やかに情報を共有することとし、地方農政局長等は、その実施に係る項目について、必要に応じて協議するものとする。

第８ 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

第9 その他

- 1 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、政策統括官が別に定めるところによる。

別表（第2関係） 事業の内容等

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
1 さとうきび等生産性向上緊急対策事業	(1) さとうきび農業機械等リース支援事業 さとうきびの生産構造の安定化を図るために必要となる農業機械等のリース導入	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業協同組合 2 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。） 3 土地改良区 4 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。） 5 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 6 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。） 7 その他農業者等の組織する団体 8 民間企業	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 1 受益農家が3戸以上であること。 2 事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。 3 政策統括官が別に定める承認基準を満たしていること。	リース料の6／10以内
	(2) さとうきび等生産性・労働効率向上支援事業 ア さとうきび生産性向上支援事業 地域におけるさとうきびの生産性向上に向けた取組を着実に推進するために必要となる地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた取組のうち特に重要な取組に対して支援 イ 分みつ糖工場労働効率向上支援事業 分みつ糖工場の労働効率向上に向けた取組に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 ただし、事業内容の（2）アに含まれる品質取引安定化に向けた取組については5に限る。 また、イの分みつ糖工場の労働効率の向上に向けた取組については4又は6に限る。 1 生産者組織 2 農業協同組合 3 民間企業 4 協議会 5 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人 6 国内産糖製造事業者の組織する団体	アについては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 事業が実施されることが確実であると見込まれること。 3 地域における「さとうきび増産プロジェクト」に定めた取組であること。 4 事業の内容がさとうきびの増産や生産性・品質の向上に寄与すると認められること。 5 事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。 イについては、上記に掲げる3、4以外と次の要件を満たしていること。 6 事業の内容が分みつ糖の労働効率向上に寄与すると認められること。	定額（政策統括官が別に定めるところにより、事業実施主体が事業実施計画に定めることとする。） ただし、品質取引の安定化対策の取組については、上限補助額10,000千円とする。

2 かんしょ生産性向上緊急対策事業	かんしょの生産性を向上させるために必要な農業機械等のリース導入	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業協同組合 2 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。） 3 土地改良区 4 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。） 5 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 6 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。） 7 その他農業者等の組織する団体 8 民間企業	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 1 受益農家が3戸以上であること。 2 事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。 3 政策統括官が別に定める承認基準を満たしていること。	物件相当額の1／2以内
-------------------	---------------------------------	--	---	-------------